

令和7年9月16日開催

令和7年度 福島町議会定例会9月会議 一般質問答弁書

- 6番 木村議員 ○「こども誰でも通園制度について」
- 3番 佐藤議員 ○市街地でのヒグマ緊急発砲施行に伴う対応について
- 7番 熊野議員 ○ヒグマ対策について
- 5番 平沼議員 ○若者の地元定着に向けた教育・雇用の連携強化について

福島町

【一般質問答弁書】

質問者	6番 木村 隆 議員
質問事項	「こども誰でも通園制度について」

【町長答弁要旨】

木村議員のご質問にお答えいたします。

国は、乳幼児期の子供が人生の最初の一步を健やかに踏み出せるよう、社会全体で支え、応援していくことを目的に、また、保護者の多様な働き方やライフスタイルを支援していくため「こども誰でも通園制度」を創設し、令和8年度の本格実施に向けて、各自治体それぞれ検討を進めております。

当町においては、現在、子どもは地域の宝であるという基本理念の下、令和7年3月に策定した「第3期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育てに関する様々な施策が4月からスタートしております。

1点目の開始時期については、第3期計画において、国から示された内容に基づき、令和8年度の実施に向け、希望する子供の保育を保障するための受け入れ体制の整備を進めます。

2点目の受け入れ体制については、現在、検討を進めておりますが、基本的に現在の保育体制の中で受け入れる可能性を模索しており、認定こども園の3歳未満児のクラスが利用定員に満たない場合において受入可能とし、保育士の配置基準を満たさない場合は代替保育士を配置するよう考えております。

3点目の利用時間については、国の基準である月10時間を基本とし、料金に関しては、従来の子育て支援政策を踏襲し、無料といたしま

す。

また、障害を持つ児童の受け入れについては、今後、ニーズ等を把握し、状況に応じた対応を検討してまいりたいと考えております。

【一般質問答弁書】

質問者	3番 佐藤 孝男 議員
質問事項	市街地でのヒグマ緊急発砲施行に伴う対応について

【町長答弁要旨】

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

令和7年9月1日に改正鳥獣保護管理法が施行となり、これまで住居集合地域等における銃猟、建物・乗物等に向けての銃猟、夜間の銃猟が禁止されていた事案が、法改正では市町村長の判断により、市街地での発砲が可能となり、従来の警察官職務執行法でのハンターへの発砲指示も含めて対応することとなります。

環境省では、「緊急銃猟ガイドライン」を策定しており、当町でも通知を受け、市街地における緊急銃猟の準備を進めております。

現在、7月12日に発生したヒグマによる人身事故を受け、町では、事故発生前の出没が多発した時点から加害個体捕獲に至るまでの間における、町・警察・消防及びハンターの対応状況について検証を進めております。その結果については、11月21日に開催予定の経済福祉常任委員会にて報告することとしております。

1点目のマニュアル作成についてですが、今般の検証を踏まえ、町では、「(仮称)福島町ヒグマ市街地出没対応マニュアル」の策定を進めることとしており、関係団体と連携を図りながら、緊急事態に備える体制の整備を進めてまいります。

市街地での発砲に際しては、ハンター・警察・行政が一体となって理解を深め、連携した対応を行うことが重要であり、策定するマニユア

ルに基づく訓練等を継続的に実施する必要があると認識しております。

2点目の今回と同様の対策を来年度以降も継続についてですが、電気柵の設置、緊急的に必要な草刈り等の実施、ゴミ出しに関する注意喚起に加え、ヒグマの出没情報については、防災無線を活用し、引き続き町民の皆様への周知を図ってまいります。

【一般質問答弁書】

質問者	7番 熊野 茂夫 議員
質問事項	ヒグマ対策について

【町長答弁要旨】

熊野議員のご質問にお答えいたします。

近年の気候変動による影響を受け、町内では7月9日以降市街地でのヒグマの出没が相次ぎ、12日早朝に町民がヒグマに襲われ、北海道により道内初のヒグマ警報が発出されております。

そのヒグマは、18日にハンターの協力により捕獲され、結果として、4年前に人を襲ったヒグマとも一致しております。なお、その後は、市街地での出没は皆無となっており、ヒグマ警報及び注意報は解除となっております。

この度の事故が全国・全道的にもまれなケースであり、町では、庁舎内での検証はもとより、北海道及び北海道立総合研究機構とも連携をしながら検証を進めることとしております。

1点目の町独自の警報発令の検討についてですが、ヒグマの警報等の発令に関しては、北海道が「北海道ヒグマ注意報等発出実施要領」に基づき発令しており、市町村独自の判断での警報発令はできないものと考えております。なお、町独自の警戒警報の発令に関しては、現時点では考えておりません。

2点目の緊急銃猟の体制についてですが、改正鳥獣保護管理法による緊急銃猟に関しては新たな制度であり、道内においても研修会や訓練を通じて様々な検討が行われており、庁舎内において、緊急銃猟等

の各種制度の理解を深める必要があると認識しております。

当面は、新制度の推移を見ながら現行の体制で、ハンター及び町並びに警察の三者の連携で対応してまいりたいと考えております。

なお、ヒグマによる事故等が発生した場合には、「北海道ヒグマ緊急時専門人材派遣事業」を活用した対策を講じることとしております。

3点目の電気柵や定期的な除草に係る人件費などの財政的措置についてですが、今般は、緊急的に様々な措置を講じましたが、今後は山からヒグマの侵入を抑えることを主眼に、人里との境界に電気柵を設置する計画としております。また、除草に関しては国などの財政措置を考慮しながら判断してまいりますが、引き続き実施が必要であると認識しております。

この対策については、鳥獣被害防止計画を策定している当町では、特別交付税ルール分の算定根拠に基づき、事業費の80%が財政措置されることから、必要に応じた対策を引き続き講じてまいります。

【一般質問答弁書】

質問者	5番 平沼 昌平 議員
質問事項	若者の地元定着に向けた教育・雇用の連携について

【教育長答弁要旨】

平沼議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、福島商業高校から町内事業所に就職した卒業生は、令和2年度から6年度までの5年で、卒業生52名のうち14名となっており、その割合は平均で26.92%と、決して少なくはない数値だと考えております。

道南うみ街信用金庫と郵便局は町内就職に含めておらず、これを加えると約3割の卒業生が町内へ就職しているものと推察しております。

福島商業高校では、毎年第2学年が町内事業所等で職場体験を実施しております。本年度も10月2日から2日間、町内14事業所において実施する予定となっております。

高校生が職業に対し興味関心を持つ大切な機会であり、実際に就職につながっているケースもあることから、円滑に実施できるよう教育委員会としても協力しております。

また、町内の産業や自然、文化を学ぶ地域学習も行っており、講師として町内の有識者を招いて講話も行っていただくなど、福島町に愛着を持つ人材の育成に努めているところです。

1点目の「地域キャリア教育推進協議会」ですが、必要性を感じるころではございますが、まずもっては関係者に参集いただき、事業所として困っていること、学校として要望したいこと、福島町としてど

うすれば持続的な事業所経営、地域経済の維持ができるかなど、町長部局とも連携して話し合いの場を持ちたいと考えております。

2点目の職業講話やインターンシップの定期化ですが、現状でも取り組みを進めており、教育課程の中で他教科の時数の関係から増やすことは難しいと考えておりますが、1点目の案件とともに福島商業高校と十分協議し、内容の充実に向けて支援してまいります。

【一般質問答弁書】

質問者	5番 平沼 昌平 議員
質問事項	若者の地元定着に向けた教育・雇用の連携について

【町長答弁要旨】

平沼議員のご質問にお答えいたします。

私が町長に就任した際、町内事業所や関係団体との意見交換を実施したうえで、将来を担う人財の育成、地元企業等の事業の継続及び継承並びに雇用の確保を図るため、人財育成支援条例やがんばる地元企業等応援条例を制定し、町内事業所に対する支援を行ってきたところであり、その制度の中で福島商業高校の新卒業生を雇用した事業所に対する支援により、若者の定着も図ってきたところであります。

3点目の、雇用促進事業の周知強化と定着支援を含む制度改善についてですが、雇用促進事業の周知に関しては、平成29年度からの制度化に向けて、町内事業所や関係団体との意見交換を経て、制度説明等を行ってきたところであります。また、年に一度ではございますが、町広報において福島町の様々な制度の特集記事に掲載し、周知を行ってきているところでもあります。

なお、旧制度である「がんばる地元企業等応援事業」を含め、13名の新卒業生を雇用した町内事業所に対し支援を実施してきたところであり、制度自体は一定程度、認知されているものと考えております。

また、定着支援を含む制度改善についてですが、現行の助成金では、健康保険、厚生年金、雇用保険及び労働災害補償保険に加入し就労した場合を交付の要件としており、安定した就労環境が確保されている

ものと考えております。

4点目の、若者定着に向けた包括的支援策の検討についてですが、これまで当町は、「ふるさと暮らし応援条例」、「高校生までの医療費の無料化」、「国に先駆けての保育料や学校給食費の無料化」など、若者、子育て世帯を中心とした定住・移住につながる施策を実施してきたところであります。

また、現在は定住向け町有住宅や定住促進住宅の整備を進めており、住環境の向上と合わせ、引き続き、若者・子育て世帯を中心とした定住・移住対策を推進してまいりたいと考えております。